

東京都心身障害者扶養共済制度 加入後のご案内

— 保存版 —

加入してから年金受給終了までの長い間には、様々な手続が必要となる事由が生じます。加入者ご自身や心身障害者、年金管理者に何か変わったことがありましたときには、この冊子をご覧になり、必要な手続をすみやかにとっていただけますようお願い申し上げます。

また、この制度は加入者に方が一のことがあったときから心身障害者に年金をお支払するしくみとなっています。心身障害者がスムーズに年金をお受け取りになれますよう、この冊子をご家族のみなさんでご一読くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

この冊子は、ご加入いただいた『東京都心身障害者扶養共済制度』にかかる、今後の手続等についてまとめたものです。加入証書とともに大切に保管をしてください。

 東京都福祉保健局



古紙リサイクル配合率10%
白色度70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用
しています

も く じ

● 掛金について		
1 掛金の納付	…	1
2 掛金を納める期間	…	2
3 掛金の減額	…	3
● 口座の変更		
1 口座の追加	…	4
2 口座の減少	…	5
● 加入者の変更	…	5
● 年金管理者について		
1 年金管理者とは	…	6
2 年金管理者の指定	…	6
3 年金管理者の変更	…	7
● 年金の支給		
1 支給額及び支給期間	…	8
2 年金支給開始の手続	…	8
3 年金の支給対象となる重度障害	…	9
4 年金の支給制限	…	11
5 年金の支給停止	…	11
6 年金受給権者の現況届	…	12
7 年金受給権の消滅 (心身障害者の死亡)	…	12
★ 手続の窓口について	…	19
★ こんなときは手続をしてください	…	20
★ 問い合わせ先	…	21
● 弔慰金の支給		
1 弔慰金について	…	13
2 弔慰金支給の手続	…	13
● 制度からの脱退		
1 脱退として扱う事由	…	14
2 脱退及び口座減少の申出 (脱退一時金)	…	15
● 各種変更等の届出		
1 氏名・住所の変更	…	16
2 年金振込先口座の変更	…	17
● その他		
1 税制上の優遇措置について	…	18

掛金について

1 掛金の納付

毎月の掛金は、月末までに東京都指定の金融機関で納付書を使って納めていただくか、ご指定の口座より毎月引落させていただきます。

(納付書の場合)

- 納付書は1年分(12枚)をお送りしますので、まとめてお支払いいただいてもかまいません。
- 納付書を紛失したときは再発行しますので、お住まいの区市町村にお届けください。
- 領収書は、年末調整や確定申告などで使用する場合があります。大切に保管をしてください。

(口座引き落としの場合)

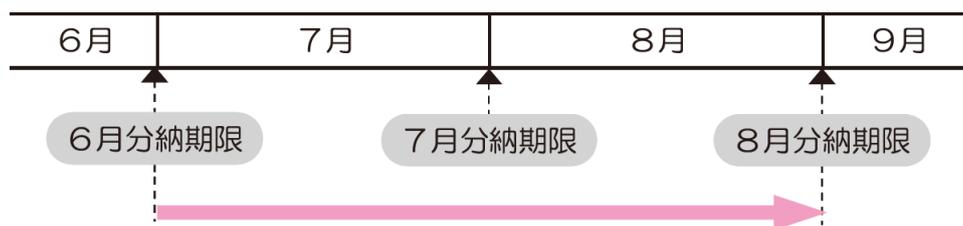
- 年度当初にお知らせする引落日(原則月末)に指定の口座から引き落とさせていただきます。前日までに入金をお願いします。

○掛金の滞納について

- 掛金は期限までに必ずお支払いください。期限を過ぎてもお支払いいただけないときは、脱退となることがあります。(※1)

※1 掛金の滞納による脱退

掛金を2か月間滞納したときは脱退となります。脱退となった場合、お支払いいただいている掛金はお返しできません。支払い忘れ等がないよう十分にご注意ください。



たとえば、6月分の掛金を8月末までお支払いいただけなかったときは、9月1日から加入者としての地位を失うこと(脱退)になります。

加入者としての地位を失っても、加入期間は8月末日までですので、8月分までの掛金について支払い義務が生じます。

● 掛金の所得控除について

お納めいただく掛金は、所得税及び住民税とも『小規模企業共済等掛金控除』として、全額が所得控除の対象となります。

所得控除を受けるには、お勤め先での年末調整や確定申告等の手続きを、ご自身でとっていただく必要があります(掛金を払い込んだことの証明となる「掛金払込証明書」を、毎年11月ごろ東京都より加入者あてに送付します。また、納付書をご利用の場合は、掛金を納付したときの『領収書』でも証明書の代わりとなります)。

2 掛金を納める期間

次の2つの要件を両方とも満たした後の加入月から、掛金は納める必要がありません。

- 1【年齢要件】 年度初日（4月1日）の加入者（保護者）の年齢が65歳となったとき
- 2【期間要件】 加入期間が20年以上となったとき

※ 2口加入している場合は、それぞれの加入（口数追加）日により個別に判断します。

例

1

35歳で加入した方の場合

- ★ 加入者の生年月日 昭和59年2月1日
- ★ 加入年月日 令和元年5月1日
- ★ 2口目追加加入 令和3年9月1日

令和元年5月1日 制度加入
令和21年5月1日 1口目加入期間20年【1口目期間要件充足】
令和23年9月1日 2口目加入期間20年【2口目期間要件充足】
令和31年2月1日 加入者65歳誕生日
令和31年4月1日 年度初日の年齢が65歳に【年齢要件充足】
令和31年5月1日 1口目要件充足後の加入月到来 ⇒1口目掛金免除
令和31年9月1日 2口目要件充足後の加入月到来 ⇒2口目掛金免除

このケースの場合、1口目は令和31年5月分から、2口目は令和31年9月分から掛金が免除になります。
掛金は、65歳まで30年間納めていただくこととなります。

例

2

62歳で加入した方の場合

- ★ 加入者の生年月日 昭和31年6月1日
- ★ 加入年月日 平成31年4月1日

平成31年4月1日 制度加入
令和3年6月1日 加入者65歳誕生日
令和4年4月1日 年度初日の年齢が65歳に【年齢要件充足】
令和21年4月1日 加入期間20年【期間要件充足】
同時に、要件充足後の加入月到来 ⇒ 掛金免除

このケースの場合、令和21年4月分から、掛金が免除になります。
掛金は、82歳まで20年間納めていただくこととなります。

個別の掛金納付予定期間は、加入時にお渡しした『東京都心身障害者扶養共済制度加入証書』（2口加入している場合は『東京都心身障害者扶養共済制度口数追加証書書』）に記載されていますので、お確かめください。

また、掛金の払込期間が満了したときは、東京都から『掛金払込期間満了通知書』を送付します。

3 掛金の減額

① 減額を受けられる要件

加入者が次のいずれかに該当するときは、1口目の掛金の1/2を減額します（2口加入している場合、2口目は減額の対象とはなりません）。

- 1 生活保護を受けている場合
- 2 住民税が非課税である場合又は免除されている場合
- 3 その他、知事が特に減額を必要と認める場合（罹災）



注意：ただし次の場合は、上記要件を満たしていても減額を受けることができません。

- 加入者が東京都の区域外に転出したとき
※ 東京都外に転出された場合は、P16『加入者(保護者)が東京都外に転出したとき』をご覧ください。なお、同様の減額制度は他の道府県市においても設けられています（内容は自治体により異なります）。
- 障害者が、東京都心身障害者扶養年金制度（平成19年3月1日廃止）により年金の給付を受けているとき

② 手続について

上記①の要件に該当し、掛金の減額を希望する場合は、必要書類を揃えて、加入者のお住まいの区市町村に申請をしてください。

必 要 書 類

- 1 掛金減額申請書（用紙は、区市町村の窓口にあります）
- 2 掛金減額事由に該当することを証明する書類（最新のもの）
 - ・ 生活保護受給者 ⇒ 生活保護受給証明書
 - ・ 住民税が非課税又は免除されている方 ⇒ 特別区民税・市町村民税（非）課税証明書

③ 減額を受けている方へ（注意事項）

- 1 掛金の減額期間は毎年8月から翌年7月までの1年間です。継続して減額を受けようとする場合、上記必要書類を毎年提出する必要があります（更新の時期に、東京都より通知を送付します）。
- 2 掛金の減額要件に該当しなくなったときは、すみやかに届出をしなければなりません。

□数の変更

1 □数の追加

① □数追加の要件

この制度は、心身障害者1人につき、2□まで加入することができます。1□のみ加入している方が以下の要件を満たすとき、□数を追加することができます。

- 1 □数追加時の加入者の年齢が、65歳未満であること（※1）
- 2 加入者に特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

（※1）加入者の年齢の考え方について

この制度では、4月1日から翌年の3月31日までを1年度とし、年齢を考えるときは、年度初日（4月1日）の年齢をその年度中の年齢とします。

たとえば、平成31年4月20日が65歳の誕生日の方の場合、年度初日（4月1日）は64歳ですから、65歳の誕生日を迎えた後でも、平成31年度中（令和2年3月31日まで）は年度初日の年齢（64歳）で取り扱います。

② 掛金と年金額

追加分の掛金額は、□数追加承認を受けた時の加入者の年齢によります。また、心身障害者が受取る年金額は、1□目と同じく 月額20,000円 です（1□目と合わせると、月額40,000円になります）。

月額掛金一覧

□数追加時年齢	月額（1□）
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円



注意

- 掛金の額は改定されることがあります。その場合、それ以後に納めていただく掛金は改定後の金額となります。
- □数追加時年齢とは、□数追加の承認を受けた日の属する年度の初日（4月1日）の、加入者の年齢です。（上記「（※1）加入者の年齢の考え方について」参照）

③ 手続について

『①口数追加の要件』を満たし、口数の追加を希望する場合は、加入者のお住まいの区市町村に申込をしてください。手続に必要な書類等、詳細は区市町村の窓口にお問い合わせください。

2 口数の減少

2口加入している加入者が、口数を1口に減らしたいとき、その減らす1口分は『脱退』の扱いとなります。詳しくは、P14『制度からの脱退』をご覧ください。

加入者の変更

離婚その他の事情により加入者が心身障害者を扶養することが困難になったとき、新たに心身障害者を扶養することとなった方へ加入者たる地位を変更することができる場合があります。

新加入者となる方は、次の要件を満たしている必要があります。

- 1 新加入者の年齢が、加入者変更時において65歳未満（※）であること
- 2 新加入者に特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

※ 年齢の考え方については、P4「（※1）加入者の年齢の考え方について」を参照



注意【重要】

- 1 加入者変更をした場合、加入期間は、旧加入者の加入期間が通算されます。
- 2 加入者変更後の掛金額は、旧加入者が制度に加入した日における、新加入者となる方の年齢により決定されます。
- 3 掛金を納める期間の【年齢要件】（P2『2 掛金を納める期間』参照）の判定にあたっては、新加入者となる方の年齢により判断します。

加入者の変更が必要な場合は、加入者のお住まいの区市町村に申請をしてください。

年金管理者について

1 年金管理者とは

心身障害者に支給される年金を、心身障害者に代わって受領し、管理をする方を『年金管理者』といいます。

心身障害者が自身で年金を受領し、管理をすることが困難であるとき、加入者は、この『年金管理者』を、その方の同意を得た上であらかじめ指定しておく必要があります。



注意

『年金管理者』を指定した場合、毎月の年金は年金管理者の口座に振り込まれますが、この年金の権利は心身障害者が有することに変わりはありません。

2 年金管理者の指定

年金管理者の指定をする場合は、必要書類を揃えて以下の窓口が届出てください。

必 要 書 類

- 1 年金管理者指定届書（用紙は、区市町村の窓口にあります）
- 2 年金管理者となる方の住民票
- 3 年金管理者と心身障害者の関係を証明する書類（住民票又は戸籍謄本）

届出先

- 加入者が手続をするとき
加入者のお住まいの区市町村
- 年金受給中（加入者の死亡後）に手続をするとき
心身障害者のお住まいの区市町村（東京都外にお住まいの場合は東京都扶養共済事務センター）

3 年金管理者の変更

年金管理者として指定されていた方が死亡したときや所在不明となったとき、またその方から辞退の申出があった時は、年金管理者の変更の手続きが必要です。

なお、そのような事由が発生していなくても、年金管理者の変更が必要となったときは、いつでも変更の手続きをとることができます。

変更が必要な場合は、必要書類を揃えて、以下の窓口に届出てください。

必 要 書 類

- 1 年金管理者変更届書（用紙は、区市町村の窓口に備えてあります）
- 2 新年金管理者となる方の住民票
- 3 新年金管理者と心身障害者の関係を証明する書類（住民票又は戸籍謄本）
- 4 死亡・重度障害届書
（旧年金管理者が死亡した場合のみ。用紙は区市町村の窓口に備えてあります）

届出先

- 加入者が手続きをするとき
加入者のお住まいの区市町村
- 年金受給中（加入者の死亡後）に手続きをするとき
旧年金管理者のお住まいの区市町村（東京都外にお住まいの場合は東京都扶養共済事務センター）

年金の支給

1 支給額及び支給期間

加入者が死亡し、又は重度障害（P9『3 年金の支給対象となる重度障害』参照）と認められたときは、申請手续をすることで、その月から心身障害者に対し、年金が支給されます。

- 支給額（月額） 20,000円（加入1口当たり）
- 支給開始時期 加入者が死亡した（又は重度障害となった）月から
- 支給期間 終身支給（心身障害者が死亡する月まで）

2 年金支給開始の手続

年金支給事由が生じたときは、年金管理者（年金管理者を指定していない場合は心身障害者）のお住まいの区市町村（※）に、死亡等の届出と年金支給の申請を行う必要があります。

※ 年金管理者又は心身障害者の住所が東京都外の場合は、東京都扶養共済事務センターが窓口となります。



注意【重要】

この制度は、加入者が死亡又は重度障害となった後に年金が支給される制度ですので、年金支給の申請を加入者自身が行うことはできません。

加入者に万が一のことがあったとき、スムーズに心身障害者への年金支給が開始できるように、この制度に加入していることをご家族などに伝えておいてくださいますようお願いいたします。

3 年金の支給対象となる重度障害

年金の支給対象となる重度障害とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。ただし、下記の『※注意：重度障害の例外的取扱い』に該当する場合を除きます。

- 1 両眼の視力を永久に失ったもの
- 2 そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
- 3 両上肢を手関節以上で失ったもの
- 4 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 5 一上肢を手関節以上で失い、かつ一下肢を足関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の機能を全く永久に失ったもの
- 7 両下肢の機能を全く永久に失ったもの
- 8 十手指を失ったか又はその機能を全く永久に失ったもの
- 9 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

※ 注意：重度障害の例外的取扱い

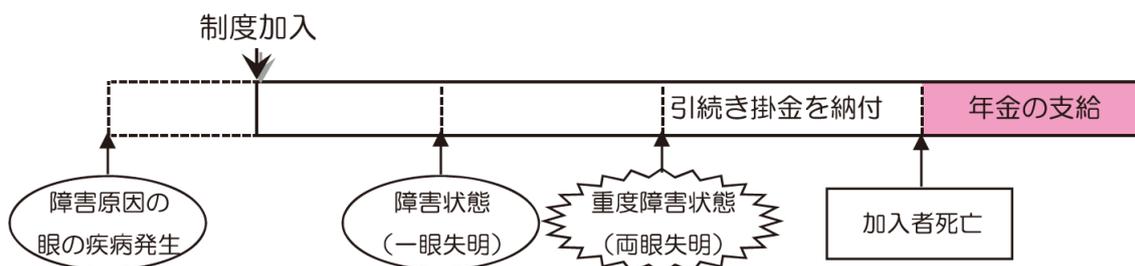
上記の状態に該当しても、加入前に下記のアからキまでのいずれかの障害状態にあった場合、又は 加入前の原因(病気など)により加入後にアからキの障害状態となった場合で、その障害状態となっている身体の同一部位に新たな障害が加重し、その結果重度障害状態になった場合は、重度障害とは認められず、年金は支払われません（加入者が死亡若しくは別の重度障害となったときに、年金の支給対象となります。具体的には次ページの例をご確認ください）。

- ア 一眼の視力を全く永久に失ったもの
- イ 一上肢を手関節以上で失ったもの
- ウ 一下肢を足関節以上で失ったもの
- エ 一上肢の機能を全く永久に失ったもの
- オ 一下肢の機能を全く永久に失ったもの
- カ 一手の母指（おや指）及び示指（ひとさし指）を含む四手指以上を失ったか、若しくはその機能を全く永久に失ったもの。
又は一手の母指若しくは示指を含む三手指以上を失ったか又はその機能を全く永久に失い、かつ、他の一手の母指若しくは示指を含む二手指以上を失ったか、又はその機能を全く永久に失ったもの
- キ 一耳の聴力を全く永久に失ったもの

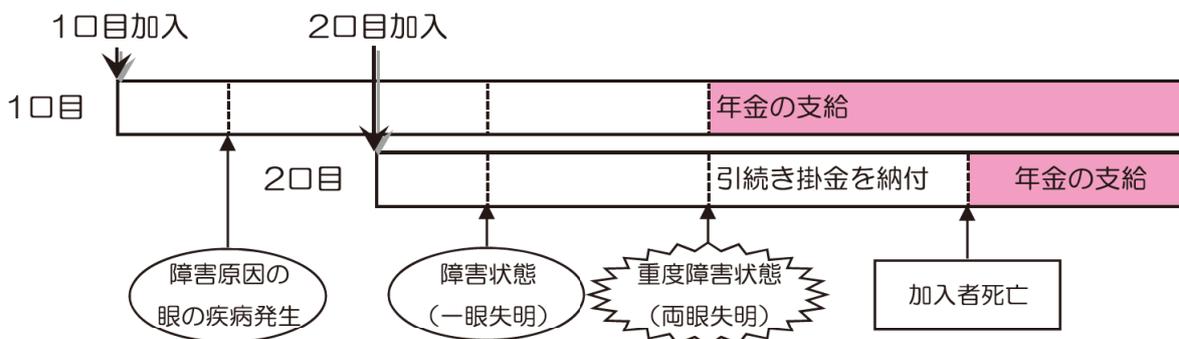
例

制度に加入する前に目を病んでいたが、加入時点では軽度であり制度に加入できた。しかし加入後に病気が進行し、一眼を失明。その後さらにもう一眼を失明し、重度障害の状態（両眼の視力を永久に失ったもの）となった場合。

この場合は、加入前の疾病により加入後に障害状態となり、その同一部位に新たな障害が加わった結果の重度障害なので、重度障害を理由とする年金は支給されません。



----- 2口加入している場合は、それぞれの加入時期により個別に判断します -----



4 年金の支給制限

加入者が死亡し、又は重度障害となった場合でも、次のようなときは、年金が支給されないことがあります。

- 1 加入期間又は口数追加期間が1年以内である加入者が自殺したとき
- 2 加入者が、自身の犯罪行為若しくは死刑の執行により死亡したとき
- 3 加入者の扶養する心身障害者が、故意に加入者を死亡させたとき
- 4 加入者の故意又は重大な過失に基づく行為により重度障害となったとき
- 5 加入者の犯罪行為により重度障害となったとき
- 6 加入者の扶養する心身障害者の故意に基づく傷害行為により重度障害となったとき
- 7 加入者が、告知書に事実を記入しなかったとき、又は不実を記入したとき
(ただし、加入期間又は口数追加期間が2年以上継続しているときは、この限りでない)
- 8 年金支給の申請を3年間行わなかったとき
- 9 その他、加入者や心身障害者の故意又は重大な過失によるとき

5 年金の支給停止

年金受給者（心身障害者）が次のいずれかに該当する場合、その該当する期間中、年金は支給されません。

年金管理者は、年金支給停止事由が発生したとき及び年金支給停止事由が消滅したときは、必ず届出をしてください。

- 1 所在が1か月以上不明のとき
- 2 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
- 3 日本国内に住所を有しないとき

- ただし、届出がない場合でも、年金支給停止事由に該当すると認められたときは、年金は、支給停止となります。

6 年金受給権者の現況届

年金受給中は、年に1回、心身障害者の現況を報告する義務があります。
報告の時期（毎年5月）に、年金管理者（指定していない場合は心身障害者）あてに届出用紙を送付しますので、心身障害者の住民票を添えて、必ず提出してください。



注意

この書類の提出がない場合は、年金の支給を差止めることがあります。必ずご提出ください。なお、この毎年の届出に限らず、年金管理者及び心身障害者の現況に変更があった場合は、すみやかにお届けください。

7 年金受給権の消滅（心身障害者の死亡）

年金を受給していた心身障害者が死亡したとき、年金の支給は死亡した日の属する月分の支給をもって終了となります。年金管理者や親族の方は、心身障害者が亡くなられたときはすみやかに、お住まいの区市町村に届出てください。

- 心身障害者が亡くなられたとき、東京都がその事実を把握できないと、引き続いて年金を支給してしまうこととなります。その場合、受給権の消滅後にお支払いした年金は、年金管理者又は親族の方等に返金していただくこととなります。そのようなことが起こらないよう、心身障害者の方が亡くなられた場合は、すみやかにお届けください。
- 年金管理者を指定していない場合は、親族の方や施設の関係者等、心身障害者に近い方が死亡のお届けをしていただけますよう、お願いいたします。

届出先

- 年金管理者を指定している場合
年金管理者の居住する区市町村
- 年金管理者を指定していない場合
心身障害者の居住する区市町村

※ 年金管理者又は心身障害者の住所が東京都外の場合は、東京都扶養共済事務センターが窓口となります。

弔慰金の支給

1 弔慰金について

心身障害者が加入者より先に死亡したとき、又は加入者と心身障害者が同時に死亡したときは、加入時期及び加入期間に応じて、下記の金額の弔慰金を、加入者（同時死亡の場合は加入者の遺族）に支給します。

加入承認日が 平成20年3月31日 以前の方	加入期間	支給額
	1年以上5年未満	30,000円
	5年以上20年未満	75,000円
	20年以上	150,000円

加入承認日が 平成20年4月1日 以降の方	加入期間	支給額
	1年以上5年未満	50,000円
	5年以上20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円

- 他の道府県市の制度から東京都に転入をしてきた方については、従前加入していた道府県市での加入承認日が適用されます。またその場合、加入期間についても、他の道府県市での加入期間を通算します。
- 2口加入している場合は、それぞれの加入時期、加入期間に応じた金額を合算した額が支給されます。

2 弔慰金支給の手続

弔慰金の支給事由が発生したときは、加入者のお住まいの区市町村へ、死亡の届出を行うとともに、弔慰金支給の申請をしてください。
手続に必要な書類等、詳細は、区市町村の窓口にお問い合わせください。

制度からの脱退

1 脱退として扱う事由

加入者に以下の事由が発生したときは脱退として扱います。その場合、納付済みの掛金はお返しいたしません。

- 1 加入者が脱退の申出をしたとき
→ (P 15『2 脱退及び口数減少の申出』をご覧ください)
2. 掛金を2か月滞納したとき
→ (P1『※1 掛金の滞納による脱退』参照)
- 3 加入者が東京都の区域外に転出し、転出先の自治体で扶養共済制度に加入したとき
(東京都での加入期間は通算されます)

2 脱退及び口数減少の申出（脱退一時金）

制度からの脱退又は口数の減少を希望するときは、加入者のお住まいの区市町村へ届出てください。

加入者の申出により脱退又は口数を減少したときは、加入日及び加入期間に応じて下記の『脱退一時金』が支給されますので、支給対象となる場合は、同時に脱退一時金支給の申請をしてください。

なお、それまでに納めていただいた掛金はお返しいたしませんので、手続は十分お考えの上で行ってください。

加入承認日が 平成20年3月31日 以前の方	加入期間	支給額
	5年以上10年未満	45,000円
	10年以上20年未満	75,000円
	20年以上	150,000円

加入承認日が 平成20年4月1日 以降の方	加入期間	支給額
	5年以上10年未満	75,000円
	10年以上20年未満	125,000円
	20年以上	250,000円

- 他の道府県市の制度から東京都に転入をしてきた方については、従前加入していた道府県市での加入承認日が適用されます。またその場合、加入期間についても、他の道府県市での加入期間を通算します。
- 2口加入している場合は、それぞれの加入時期、加入期間に応じた金額を合算した額が支給されます。

各種変更等の届出

1 氏名・住所の変更

加入者、心身障害者及び年金管理者の氏名・住所に変更があったときは、必要書類を揃えてすみやかに以下の窓口へ届出てください。

必 要 書 類

1. 氏名・住所変更届書（用紙は、区市町村の窓口にて備えてあります）
2. 戸籍抄本（氏名変更の場合）
3. 住民票（住所変更の場合）

届出先

- 加入期間中の変更
加入者のお住まいの区市町村
- 年金受給中（加入者の死亡後）の変更
年金管理者（指定していない場合は心身障害者）のお住まいの区市町村
（東京都外にお住まいの年金管理者の方は東京都扶養共済事務センター）



注意【重要】 加入者（保護者）が東京都外に転出したとき

この制度は、各都道府県及び政令指定都市が実施主体となり、全国的に統一された仕組みで運営されています。

制度には、加入者の住所地の自治体で加入することとなっているため、東京都から転出後も加入を継続したい場合は、転出先の自治体で加入手続きをとる必要があります。この場合、転出先の自治体で加入手続きをとると、転出先の自治体から東京都へその旨の連絡が入りますので、東京都での手続きは特に必要ありません。

手続きの詳細は、転出先の自治体（各道府県庁、ただし転出先が政令指定都市の場合は各市役所）にお問い合わせください。

なお、継続して転出先の道府県市の制度に加入する場合は、東京都での加入期間は通算されます。



注意 年金管理者又は心身障害者が東京都外に転出したとき

年金を受給中の各種手続きの窓口は、年金管理者（指定していない場合は心身障害者）の住所地の区市町村となります。ただし、年金を受給中に年金管理者または心身障害者が東京都外に転出した場合は、各種手続きの窓口は、東京都扶養共済事務センターとなります。

2 年金振込先口座の変更

年金の振込先口座を変更したいとき、また、金融機関の支店の統廃合等で支店名や口座番号が変わったときは、口座変更の手続きをお願いします。

必 要 書 類

- 1 口座振替依頼書（用紙は、区市町村の窓口にあります）

届出先

年金管理者（指定していない場合は心身障害者）の居住する区市町村
（東京都外にお住まいの場合は東京都扶養共済事務センター）



注意

- 1 振込先口座の名義人と年金管理者（指定していない場合は心身障害者）が異なる場合は、年金管理者の指定または変更手続きが必要となります。P6『2 年金管理者の指定』またはP7『3 年金管理者の変更』をご覧ください。
- 2 手続きをお取りいただいてから新しい口座への振込が開始されるまでは、旧口座は解約をしないようにお願いします。

その他

1 税制上の優遇措置について

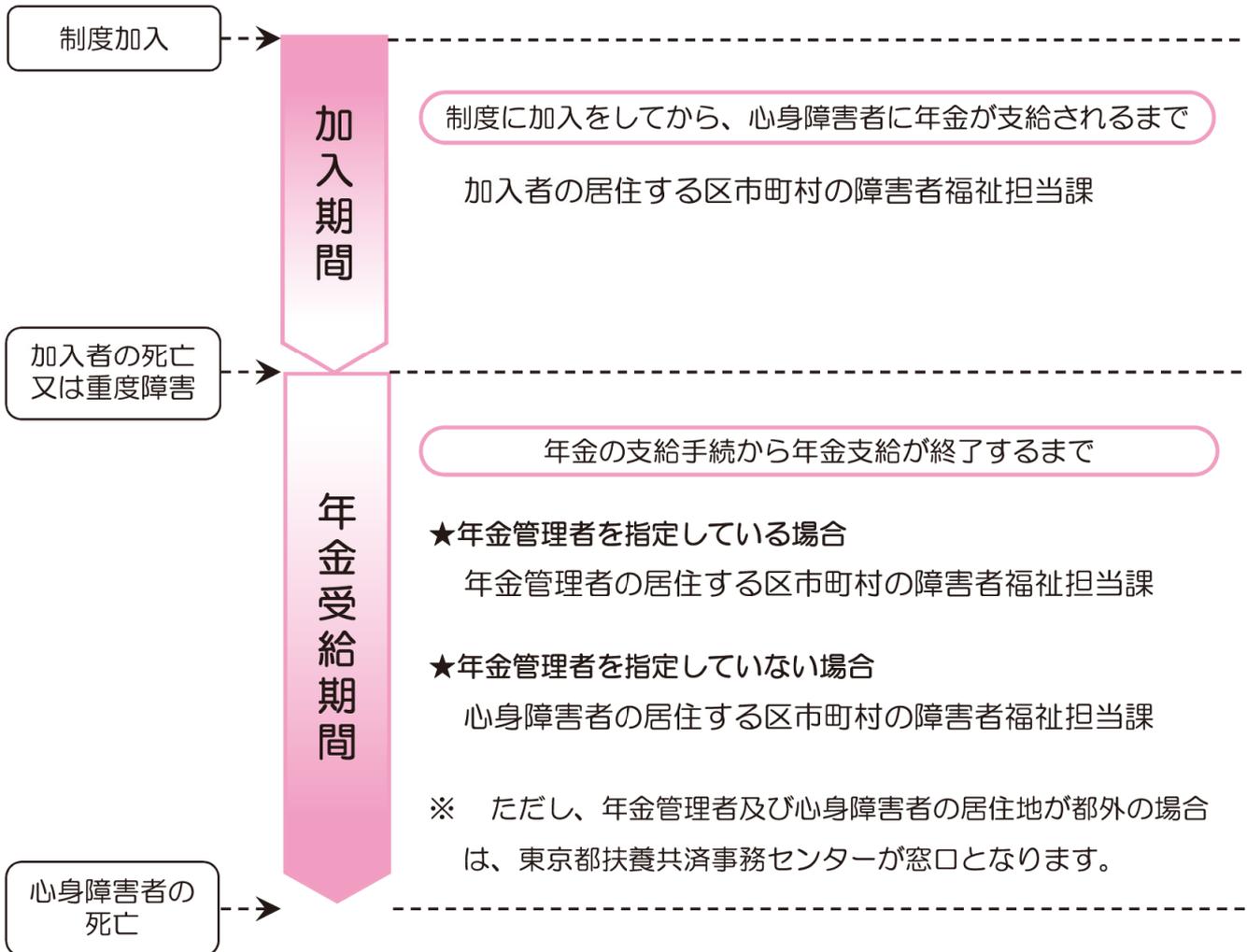
お納めいただく掛金は、所得税及び住民税とも『小規模企業共済等掛金控除』として、全額が所得控除の対象となります。

また、支給を受けた年金及び弔慰金は、所得税及び住民税とも非課税となります。

- ※ 所得控除を受けるには、お勤め先での年末調整や確定申告等の手続を、加入者が行っていただく必要があります。
掛金を払い込んだことの証明となる「掛金払込証明書」を毎年11月ごろ東京都から加入者あて送付します。
納付書をご使用の場合は、掛金を納付したときの『領収書』でも証明書の代わりとなります。
- 税務の取扱いについては、平成24年4月現在の税制に基づいて記載しております。
詳しくは、所管の税務署へご確認ください。

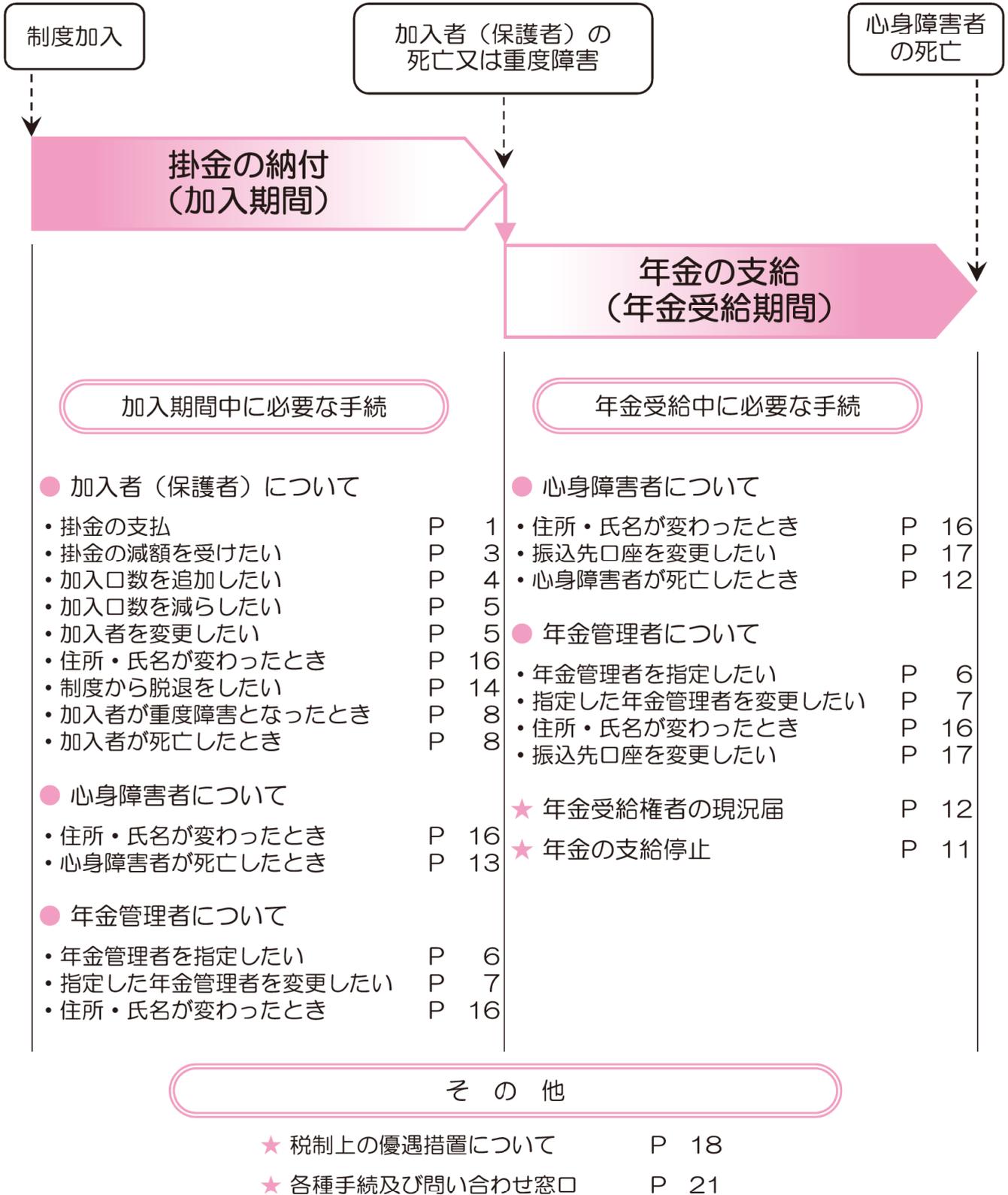
手続の窓口について

各種手続の窓口は、手続を行う時期により、以下のとおりとなります





こんなときは手続きをしてください



問い合わせ先

加入申込等、この制度の各種手続きの窓口は、お住まいの区役所・市役所・町村役場の障害者福祉担当課になります。必要書類は障害者福祉担当課に備えてあります。

●区役所

千代田区	03-3264-2111
中央区	03-3543-0211
港区	03-3578-2111
新宿区	03-3209-1111
文京区	03-3812-7111
台東区	03-5246-1111
墨田区	03-5608-1111
江東区	03-3647-9111
品川区	03-3777-1111
目黒区	03-3715-1111
大田区	03-5744-1111
世田谷区	03-5432-1111
渋谷区	03-3463-1211
中野区	03-3389-1111
杉並区	03-3312-2111
豊島区	03-3981-1111
北区	03-3908-1111
荒川区	03-3802-3111
板橋区	03-3964-1111
練馬区	03-3993-1111
足立区	03-3880-5111
葛飾区	03-3695-1111
江戸川区	03-3652-1151

●市役所

八王子市	042-626-3111
立川市	042-523-2111
武蔵野市	0422-51-5131
三鷹市	0422-45-1151
青梅市	0428-22-1111
府中市	042-364-4111
昭島市	042-544-5111
調布市	042-481-7111

町田市	042-722-3111
小金井市	042-383-1111
小平市	042-341-1211
日野市	042-585-1111
東村山市	042-393-5111
国分寺市	042-325-0111
国立市	042-576-2111
福生市	042-551-1511
狛江市	03-3430-1111
東大和市	042-563-2111
清瀬市	042-492-5111
東久留米市	042-470-7777
武蔵村山市	042-565-1111
多摩市	042-375-8111
稲城市	042-378-2111
羽村市	042-555-1111
あきる野市	042-558-1111
西東京市	042-464-1311

●町村役場

瑞穂町	042-557-0501
日の出町	042-597-0511
檜原村	042-598-1011
奥多摩町	0428-83-2111
大島町	04992-2-1443
利島村	04992-9-0011
新島村	04992-5-0240
神津島村	04992-8-0011
三宅村	04994-5-0981
御蔵島村	04994-8-2121
八丈町	04996-2-1121
青ヶ島村	04996-9-0111
小笠原村	04998-2-3111

東京都扶養共済事務センター 公益財団法人東京都福祉保健財団

〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

電話 03(3344)8633 FAX 03(3344)8594

お問い合わせ受付時間 月曜日から金曜日まで 9時～12時 / 13時～17時（祝日を除く）

*東京都所管課：東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 扶養共済担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話 03(5320)4148 FAX 03(5388)1408

